

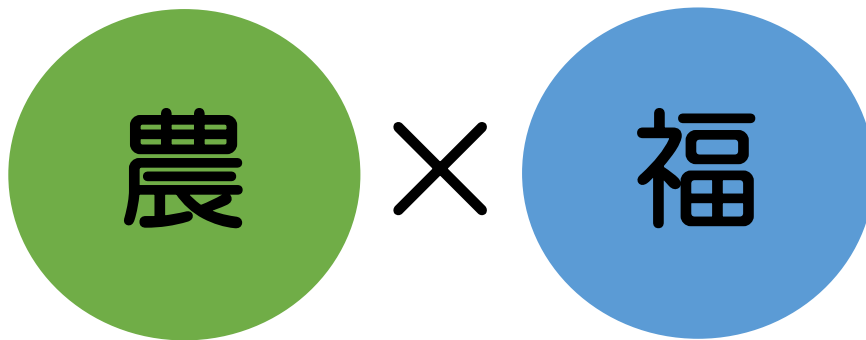


# いわき市

## 農福連携パンフレット

第1版（令和3年4月1日発行）

いわき市 農政流通課



### 【目次】

|                         |       |
|-------------------------|-------|
| 巻頭寄稿文 「農福連携のすすめ」        | ・・・ 1 |
| 1. 農福連携の概要              | ・・・ 3 |
| 2. 本市における事例の紹介          | ・・・ 5 |
| 3. 本市における意識調査の結果        | ・・・ 7 |
| 4. 地区別の意識調査結果と農福連携関係マップ | ・・・ 8 |
| 5. 本市における各機関の役割分担と相談先一覧 | ・・・ 9 |

## 巻頭寄稿文「農福連携のすすめ」



【寄稿者】皆川 芳嗣（みながわ よしつぐ）

1954年、福島県いわき市で生まれる。東京大学経済学部を卒業後、1978年に農林省に入省。関東農政局長、林野庁長官などを歴任し、2012年9月から2015年8月まで農林水産省事務次官を務める。現在は株式会社農林中金総合研究所理事長を務めるとともに、一般社団法人日本農福連携協会会長理事及び農福連携等応援コンソーシアム会長として、農福連携の推進に尽力している。

「農福連携」という言葉が知られるようになって10年ぐらいが経ちました。農業、福祉のそれぞれが抱える課題をその二つを繋げることで解決しようという取組みに名前が付いたのです。農業は労働力の高齢化や減少に悩んでいます。一方、障害者福祉の分野では仕事の量の確保や充実感の不足という問題を抱えています。障害者の力をもっともっと農業や関連する分野で発揮してもらえば、障害者の生活の質(QOL)の向上だけでなく農業生産力の強化にもつながるといえる考え方です。

そうは言っても百の知恵や技術を集めた仕事である農業を障害のある人に来るのだろうかという疑問を感じる方が多いのではないかと思います。しかし、先人の経験と工夫が既に一定の答えを出しているのです。浜松市で知的障害者が野菜生産に携わっている農業生産法人「京丸園」では高い生産性を実現していますし、同じく知的障害者が原料のブドウ生産からワイン醸造まで一貫して行っている足利市の有限会社「ココファーム」のワインは日本の航空会社のビジネスクラスで提供される程の高い評価を得ています。さらには奈良市の福祉法人「青葉仁会」は耕作放棄地の再生と地域の活力向上に力を発揮しています。このパンフレットで紹介されているいわき市の農業法人や福祉事業所の事例でも大きな成果を実感されているものと思います。

このように日本各地には先進事例が数多くあるのですが、まだまだ点的存在です。それは何故なのでしょう。2019年6月に政府の取りまとめた「農福連携等推進ビジョン」にその理由が3つ述べられています。その一つ目が「知られていない」です。まず農福連携による農業の経営向上に及ぼすプラス効果や農作業が障害者の身体や精神に与える好影響、賃金・工賃の向上等の実態が定量的に把握されておらず、情報発信も十分に行われてこなかったことがあります。二つ目は「踏み出しにくい」です。農福連携を始めようとしても、どこに相談すればいいのか窓口もわからないし、手順をわかりやすく整理したマニュアルや相談

できる専門人材もいなかったのです。三つ目は「広がっていかない」です。これまで農福連携を支えてきたのは障害者の身近にいる人々でした。両親や通っていた特別支援学校の先生、家族会の皆さんが中心になっていたのです。農福連携が持続的に実施されるには経済活動として発展性のある取組みにしていくことが必要です。また、世の中で「出番」と「居場所」に恵まれないのは障害者に限りません。農福の「福」の領域は、将来的には高齢者や生活困窮者から触法の人々まで含めて考える必要があります。農福連携を広げていくには、ノウフク商品を選んで買っていただける消費者だけではなく国民各層の一層の理解と支援が不可欠なのです。

このような3つの理由を克服して農福連携の定着と拡大を図るため、政府でも省庁の縦割りの壁を越えた対策をスタートさせています。内閣官房、農林水産省、厚生労働省、文部科学省、法務省などが「農福」の旗の下に具体策を打ち出し働きかけを始めています。また、2019年10月には国・地方公共団体、経済界、農林水産業団体、福祉団体等各界の関係者が参加した「農福連携等応援コンソーシアム」の初会合が開催されました。農福連携が国民的運動として永続的に展開されることを期待したいものです。

本稿の終わりに農福連携とSDGsの関係について述べたいと思います。SDGsは2015年に国連で採択された2030年迄の国際社会共通の「持続可能な開発目標」と呼ばれるものです。日本では誰もがSDGs、SDGsと叫んでいますが、現実には包摂よりも排除が、融和よりも対立が先行する傾向にありますし、世界的にも国内的にも経済格差は拡大しています。持続可能な社会とは誰もが排除されることなく迎え入れられ、すべての人が「居どころ」「やりがい」「生きがい」を持つ社会であるべきです。そうした社会に向けて農福連携は大きな一歩を踏み出す具体的な取組みです。私のふるさといわき市で農福連携が大きな花を咲かせることを心から願っています。

## 1. 農福連携の概要

### ○農福連携とは

農業分野では、高齢化の進展に伴う労働力不足と荒廃農地の増加が問題になってきています。一方で福祉分野では、障がいのある方の働く場の不足が問題となっているほか、就労できたとしても得られる工賃が低く、障がいのある方の自立は依然として困難です。

農福連携とは、農業分野と福祉分野がそれぞれ抱える問題を両分野の組合せによって解決しようとする試みのことを指します。農業分野にとっては不足している労働力を確保する新しい手段となり、福祉分野にとっては新しい就労先かつ工賃の上昇につながる手段となることが理想です。将来的には、障がいのある方に留まらず、広く地域共生社会を構築することを目標としています。

### ○農福連携の類型

農福連携と呼ばれる取組みには複数の類型があります。農福連携自体が新しい取組みですので、今後新しい類型が生まれてくる可能性もありますが、本パンフレットにおいては、以下の4つの類型で説明します。

| 類型     | 概要  | メリット   | 備考   |
|--------|---|--|--|
| 作業受委託型 | 農業者と事業所が作業受委託契約を結び、契約に基づいて農作業への従事と工賃の支払いを行う。                    | 作業単位や時間単位など、個々の事情に合わせた契約を結ぶことが可能。                | 農業者と事業所の間で工賃、作業時間、人数、作業内容等を事前に調整しておくことが重要。 |
| 障害者雇用型 | 農業者が障がい者を直接雇用し、雇用契約に基づいて賃金を支払う。                                 | ・作業従事時間が長く、職場における戦力となる。<br>・最低賃金が保障され、収入の安定が望める。 | 雇用契約を結ぶことができない（時間を定めての就業が難しい）方にはハードルが高い。   |
| 福祉参入型  | 就労継続支援事業所等の福祉側の主体が直接農地を所有あるいは賃借し、農作業に従事する。                      | 福祉側の主体内で完結するため、他所との調整等が不要になる。                    | 開始前に農業のノウハウ等を収集する必要がある。                    |
| 特例子会社型 | 特例子会社（障害者雇用にて特別の配慮をしており、障害者雇用を親会社の障害者雇用率に含めることができる子会社）が農業に従事する。 | 農産物の流通経路など、企業のノウハウやつながりがそのまま活用できる。               | 企業の誘致が必要となる。                               |

## ○就労継続支援事業所とは

障害者総合支援法における就労系障害福祉サービスのうち、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業を実施する事業所のことで、それぞれ「A 型事業所」「B 型事業所」と呼びます。どちらも通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に対して就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うものですが、利用する方が雇用契約に基づく就労が可能である場合は A 型事業所、困難である場合は B 型事業所を利用することとなっています。

## ○就労継続支援事業所の平均工賃額

作業受委託型の農福連携において、農業者は契約に基づいて工賃を支払います。工賃額については協議に基づいて契約の中で決定するものですが、取組みが継続される中で成果の評価に合わせて工賃額が上昇していく事例も多く見られ、農福連携における工賃額は、全国的にも、その他作業による平均工賃額よりも高くなる傾向にあります。B 型事業所との契約であっても、最低賃金水準の工賃を支払っているという例も複数存在します。

《参考》福島県における一人当たり平均工賃額（2019 年度）

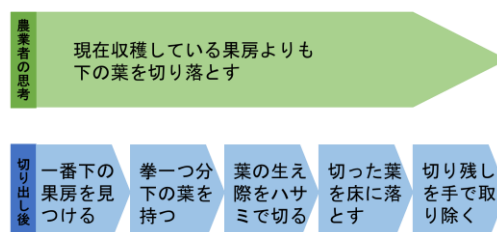
A 型事業所：約 77,000 円/月      B 型事業所：約 15,000 円/月

## ○作業受委託型の農福連携を実践するまでの流れ

委託する作業の内容、時間制か成果制か、工賃額の設定など農業者と就労継続支援事業所による事前協議を入念に行い、実際に障がいのある方が作業をしてみることで、本当に実施可能な作業委託となるかどうかを確認することが重要です。

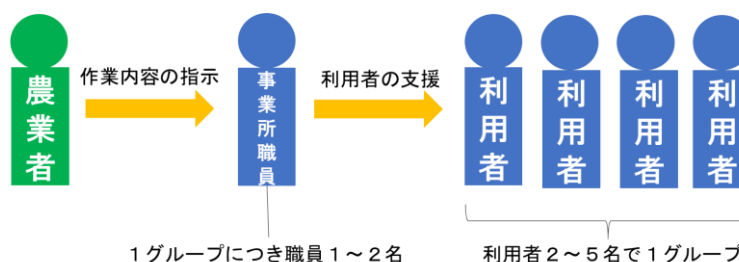
また、作業の工程を細分化する「切り出し」と呼ばれる準備も重要です。障がいのある方に対しては、簡潔かつ明確な指示を積み重ねることが円滑な作業の遂行につながります。「切り出し」を行うことは、感覚的に実施してきた農作業をマニュアル化することでもあり、農業者にとっても作業の効率化など多くのメリットがあります。

【「切り出し」の例（トマトの葉かき作業）】



## ○作業受委託型の農福連携の実施方法

作業受委託型の農福連携において、農業者は就労継続支援事業所の職員に対して説明を行い、就労継続支援事業所の職員が利用者を支援します。就労継続支援事業所は、職員 1 名以上と利用者 2～4 名程度のグループを組み、グループ単位で作業に従事することとなります。





## 2. 本市における事例の紹介

### 事例①【作業受委託型】

#### 認定農業者館氏

【営農地区】 勿来地区（約 20a）

【農福連携の実施歴】

2019 年 交流スペース勿来（なっくる）の開業

2020 年 作業受委託契約に基づく農作業の開始

【概要】

認定農業者である館氏と B 型の就労継続支援事業所である社会福祉法人育成会みなみテラスが作業受委託契約を交わし、週 2 回各 2 時間ほど、専用の農地で 3 名の利用者と 2 名の事業所職員が農作業を実施している。現在はだいこん・ごぼう・にんじん等を栽培し、事業所職員の支援のもと耕運機等の農業用機械も用いるなど、多くの工程に利用者が従事している。



### 事例②【障害者雇用型】

#### いわき小名浜菜園株式会社

【営農地区】 小名浜地区（約 10.4ha）

【農福連携の実施歴】

2005 年 設立時から障害者雇用を開始（4 名）

2017 年 いわき人財育成企業アワードにおいて

障害者雇用優良企業を受賞

【概要】

2005 年の設立時から障害者雇用を開始し、現在は 8 名の障がいのある方を雇用している。ハウスの清掃作業やトマトの収穫作業などを中心に、それぞれの希望に沿いながら業務に取り組み、障害者サポーターの資格を持った指導員を育成するなど、障がいのある方が働きやすい環境の構築に努めている。また、いわき支援学校等各種団体からの作業体験も継続して受け入れている。



## 事例③【障害者雇用型】

### あかい菜園株式会社

【営農地区】平地区（約 1.5ha）

【農福連携の実施歴】

2011年 障害者雇用開始（1名）

2019年 いわき人財育成企業アワードにおいて  
障害者雇用優良企業を受賞

【概要】

2011年から障害者雇用を開始し、現在は3名の障がいのある方を雇用している。一人ひとりの特性に適した業務を担当としており、収穫作業、防除ロボットの操作作業、葉欠き作業などを中心に従事している。パートタイム従業員が多い職場において、安定した作業人員として欠かすことのできない存在になっており、職場の雰囲気づくりにも貢献している。また、いわき支援学校からの校外実習も継続して受け入れている。



## 事例④【福祉参入型】

### 特定非営利活動法人

### みどりの杜福祉会いわきワイナリー

【営農地区】好間地区、久之浜地区（合計で約 2.6ha）

【農福連携の実施歴】

2009年 みどりの杜福祉会設立

2010年 ぶどうの定植

2015年 醸造したワインの販売開始

2018年 ガーデンテラス&ショップ完成

【概要】

みどりの杜福祉会の利用者約20名が作業に従事している。醸造したワインの状態確認やぶどうの防除作業等の職員が行う必要がある一部作業を除いて、育苗から収穫、加工、包装、販売の全行程に利用者が携わっている。施設内就労として農業に従事しており、実働時間は一日4時間程。ぶどうの他にも、オリーブ、ベリー類、野菜類の栽培、加工、販売も行っている。



### 3. 本市における意識調査の結果

【調査期間】令和2年10月6日（火）～令和2年11月30日（月）

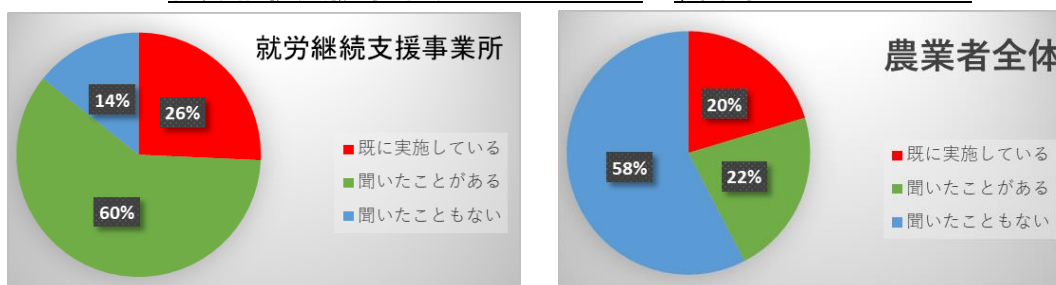
【調査対象】市内就労継続支援事業所（35事業所）

市内農業法人（40社）、市内認定農業者（19名）

※調査対象として、一定規模以上の人数での農業を実施している（外部に労働力を求める可能性がある）農業法人及び認定農業者を抽出しました。

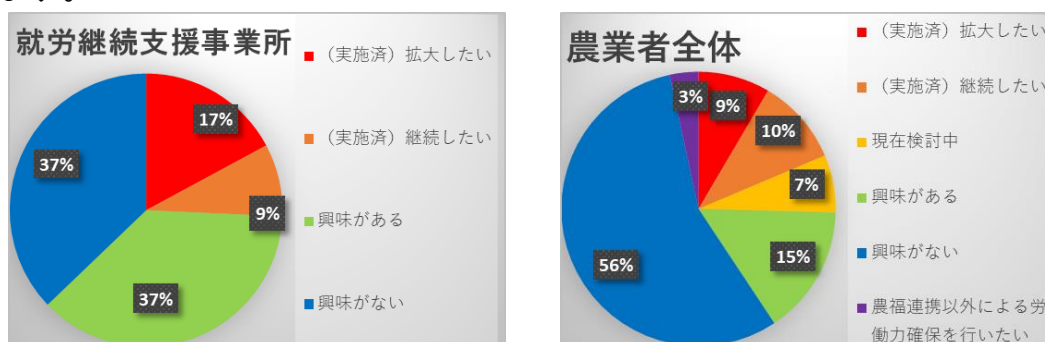
#### (1) 農福連携の認知度について

農福連携について「認知している（実施中あるいは知っている）」と回答した者の割合は、就労継続支援事業所において86%、農業者において42%でした。



#### (2) 今後農福連携に取り組んでみたいかどうかについて

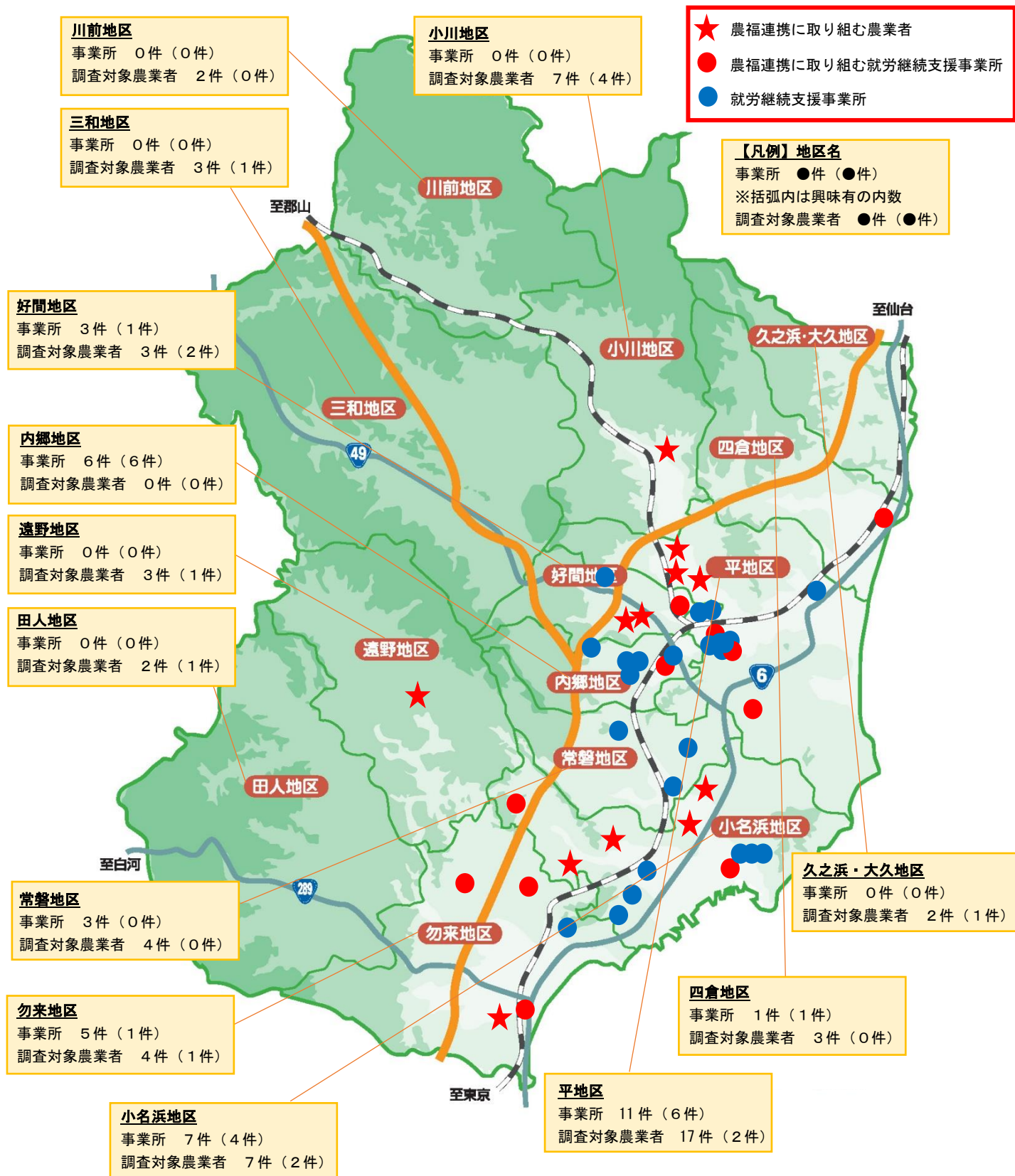
今後の農福連携に前向きな回答をした者の割合は、就労継続支援事業所が63%、農業者が44%でした。特に農福連携の取組みを既に実施している就労継続支援事業所（9件）及び農業者（12件）においては、すべての回答者が「今後も農福連携に取り組んでいきたい（規模の拡大又は継続を希望）」と回答し、農福連携の取組みについて、福祉側・農業側ともに満足度が高いことを示しています。



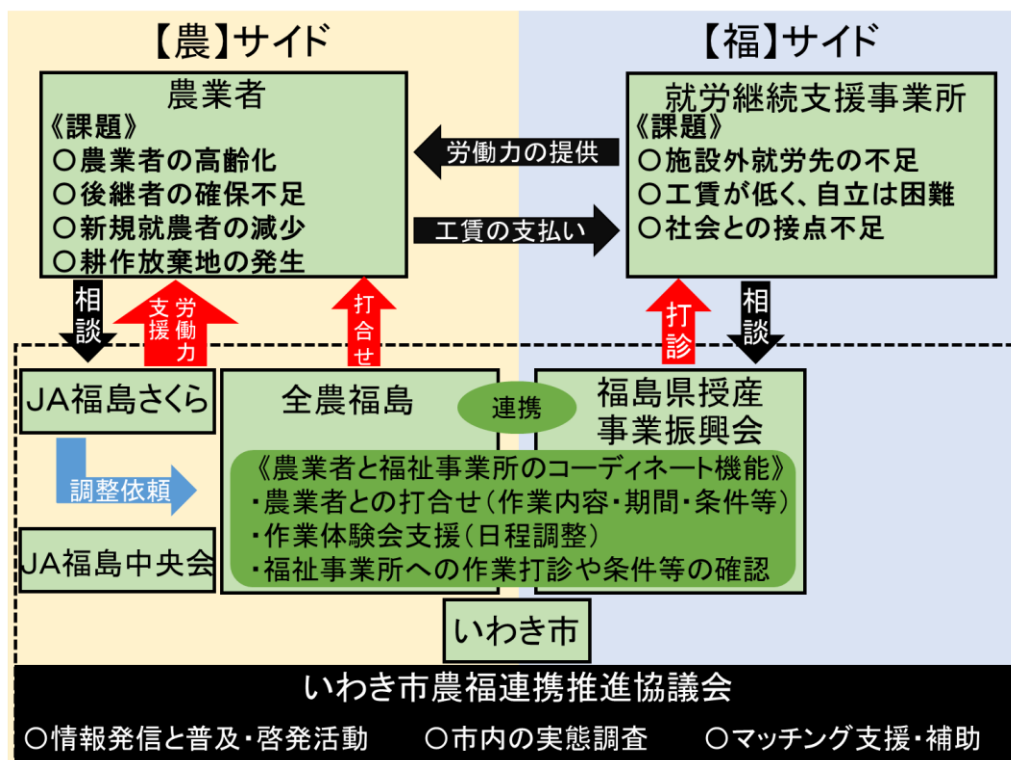
農福連携に興味がある就労継続支援事業所において多かった意見は「作業の場所と内容、工賃などの条件が合えば取り組みたい」でした。同様に、農福連携に興味がある農業者において多かった意見は「どの作業なら委託をすることができるのかわからない」でした。これらの結果からも、事前に打合せを重ね、作業内容や工賃などの条件設定をしっかりと行うことが重要だとわかります。



## 4. 地区別の意識調査結果と農福連携関係マップ



## 5. 本市における各機関の役割分担と相談先一覧



| 機関・団体                     | 相談できる内容   | 相談窓口   |
|---------------------------|---|--|
| 福島県授産事業振興会                | <ul style="list-style-type: none"> <li>農福連携の一般的な内容について</li> <li>マッチング支援について</li> <li>農福連携を実施するにあたっての相談(事前調整のセッティングや条件設定など)</li> </ul> | 024-563-1229                                     |
| JA 全農福島                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>農福連携の一般的な内容について</li> <li>マッチング支援について</li> <li>農福連携を実施するにあたっての相談(事前調整のセッティングや条件設定など)</li> </ul> | 024-554-3339                                     |
| JA 福島さくら                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>農福連携を実施するにあたっての相談(事前調整のセッティングや条件設定など)</li> </ul>   | 0246-28-9107                                     |
| いわき市役所<br>農政流通課<br>障がい福祉課 | <ul style="list-style-type: none"> <li>農福連携の一般的な内容について</li> <li>当パンフレットについてのお問い合わせは農政流通課まで</li> </ul>                                 | (農業分野)<br>0246-22-7471<br>(福祉分野)<br>0246-22-7486 |

### 【農福連携についての HP リンク集】

(農林水産省) <https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/kourei.html>

(農福連携等応援コンソーシアム) <https://noufuku.jp/>

(いわき市) <http://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1614907502232/index.html>





いわき  
の

めぐみ

IWAKI NO  
MEGUMI

